

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）に基づく法人住民税決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成 30 年 9 月 25 日付けで行った、平成 29 年 6 月 26 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間（以下「本件期間」という。）に係る平成 30 年度の法人住民税（均等割）決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、学術、文化の振興を目的とする非営利法人であるとの理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 3 1 年 3 月 1 3 日	諮問
令和元年 5 月 1 4 日	審議（第 3 3 回第 3 部会）
令和元年 6 月 1 1 日	審議（第 3 4 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 道府県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する法人に対して課せられる道府県民税（以下「法人都民税」という。）については、均等割額及び法人税割額の合算額によるものとされている（法 2 4 条 1 項 3 号、法 1 条 2 項）。
- (2) 法人都民税の均等割は、法 2 5 条 1 項各号に掲げる者に対しては課することができないとされているが、同項 2 号に掲げる者（公益社団法人又は公益財団法人で博物館法 2 条 1 項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの等）が収益事業を行う場合は、この限りではないとされている。
- (3) 東京都内（特別区の区域を除く。）に事務所等を有する法 2 4 条 5 項に規定する公益法人等のうち、法 2 5 条 1 項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（以下「均等割課税法人」という。）に課する法人都民税の均等割の額（以下「均等割額」という。）は、当該均等割の額（年額 2 0 , 0 0 0 円）に、前年 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までの期間中において事務所等を有していた月数を乗じて得た額を 1 2 で除して算

定するものとされ、この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てるとされている（法52条1項ないし3項及び東京都都税条例（昭和25年東京都条例56号。以下「条例」という。）200条1号イ）。

(4) 均等割課税法人は、毎年4月30日（本件では法20条の5第2項の規定により5月1日）までに、均等割額を記載した申告書を、東京都知事（以下「知事」という。）に提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならないとされている（法53条19項及び条例201条）。また、知事は、納税者が法53条19項の規定による申告書を提出しなかった場合においては、その調査によって申告すべき均等割額を決定するものとされている（法55条2項）。

(5) 知事は、天災その他特別の事情がある場合において法人都民税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、条例の定めるところにより、法人都民税を減免することができる（法61条）。そして、均等割は、公益社団法人及び公益財団法人その他規則で定める法人（収益事業又は法人課税信託の引受けを行うものを除く。）であって、知事において必要があると認めるものに対しては、これを免除するものとされている（条例206条1項）。条例206条1項に規定する規則で定める法人として、弁護士会及び日本弁護士連合会、日本弁理士会、税理士会及び日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、土地家屋調査士会及び日本土地家屋調査士会連合会並びに行政書士会及び日本行政書士会連合会、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法260条の2第7項に規定する認可地縁団体並びに特定非営利活動促進法2条2項に規定する

特定非営利活動法人が掲げられている（条例施行規則 29 条の 4）。

- 2 これを本件についてみると、請求人は、本件期間において主たる事務所を東京都〇〇に有し、収益事業を行わない非営利型の一般社団法人であることから、均等割課税法人であるものと認められる。また、請求人は条例 206 条 1 項及び条例施行規則 29 条の 4 に規定する法人に当たらないため、条例に基づく均等割の免除対象とはならないものである。

そのため、請求人は、本件期間に係る均等割の納税義務を有するにもかかわらず、処分庁に対し均等割額の申告を行わなかったことから、処分庁は、当該均等割額について、15,000 円（年額 20,000 円×9 / 12）と決定（本件処分）したことが認められる。

したがって、処分庁は、上記 1 の法令等の定めに基づき、本件処分を行ったものと認められ、違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人は、上記第 3 のとおり主張しているが、上記 2 のとおり、請求人は、本件期間において均等割課税法人であるものと認められること、条例に基づく免除対象にもならないことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成